

記載要領等	現物出資に係る承継会社に関する明細書（免除届出用）
-------	---------------------------

《使用目的》

この明細書は、承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 6 項又は第 70 条の 6 の 10 第 6 項の承認を受けた特例事業受贈者・相続人等が、同法第 70 条の 6 の 8 第 14 項又は第 70 条の 6 の 10 第 15 項の規定により贈与税又は相続税の免除を受ける場合における免除届出書に添付して提出してください。

《記載要領等》

- 「死亡等の日の属する事業年度の直前の各事業年度における総収入金額」欄は、各事業年度における営業外収益及び特別利益を除いた総収入金額を記載します。
- 「1 租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 24 項第 2 号又は第 40 条の 8 の 2 第 30 項第 2 号の要件に関する事項」欄に該当する場合には、「2」欄のうち「③ 直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額」欄から「⑩ 特定資産の運用収入割合（⑧/④）」欄までの記載及び「3」欄の記入は不要です。
- 2 の「⑤ 直前の事業年度(末)における特定資産の帳簿価額及び運用収入」欄の「帳簿価額」は直前の事業年度末における承継会社の貸借対照表に計上されている特定資産の帳簿価額を記載し、「運用収入」は直前の事業年度における特定資産に係る運用収入を記入します。

(注) 1 「死亡等の日」とは、

- 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の 6 の 8）の適用を受けている方（特例事業受贈者）は、①特例事業受贈者が死亡した日、②特例事業受贈者に係る贈与者が死亡した日又は③特例事業受贈者が同条第 14 項第 3 号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。
- 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の 6 の 10）の適用を受けている方（特例事業相続人等）は、①特例事業相続人等が死亡した日又は②特例事業相続人等が同条第 15 項第 2 号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。
- 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 1 項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第 70 条の 6 の 10 第 1 項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して 3 年を経過するごとの日をいいます。
- 「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 1 条第 17 項第 2 号イに定めるものをいいます。
- 「特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者」とは、特例事業受贈者・相続人等と租税特別措置法第 70 条の 7 第 2 項第 8 号ハに規定する特別の関係がある者をいいます。
- 承継会社から支給された給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。
- 「租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 19 項ただし書又は第 40 条の 8 の 2 第 25 項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の 9 第 14 項に定める事由が生じたことにより特定資産の保有割合が 70%以上となった場合をいいます。
- 「租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 22 項ただし書又は第 40 条の 8 の 2 第 27 項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の 9 第 16 項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入割合が 75%以上となった場合をいいます。